

財産に関する調書（ 年 月 日現在）

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

	価 額	摘 要
資 産 現金・預金 有価証券 未収入金 貸付金 土地 建物 備品 権利 貸倒引当金 その他 計（A）	△	
負 債 借入金 未払金 前受金 その他 計（B）		
（A）－（B）		

（記載上の注意）

- この調書は、許可申請者が個人である場合にのみ、記入すること。
- 単位は、千円とすること。当該単位未満は切り捨てること。
- 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。）の土地又は建物にあつては、次により算出した額を土地、建物及び借入金の価額として記載すること。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\begin{aligned} & \text{居住用の土地又は建物の} \\ & \text{算出日の適正な評価価格} \\ & \text{に基づき算出した価額} \quad \times \quad \frac{\text{取得時の自己資金}}{\text{取得時の借入金} + \text{取得時の自己資金}} \quad \times \quad \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \\ & + \quad \text{居住用の土地又は建物の} \\ & \text{算出日の適正な評価価格} \quad \times \quad \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \\ & \text{に基づき算出した価額} \end{aligned}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \quad \times \quad \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}}$$

- 6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 7 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。